

えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の認定について

えひめ南予きずな博実行委員会

1 目的

えひめ南予きずな博（以下「きずな博」という。）の開催目的に合致し、ドローンやアクションカメラ等で撮影した南予の素晴らしい自然風景やアクティビティ体験等の動画を、今までにないサービスとして提供するスポットを「絶景ドローンスポット」と位置づけ、動画サービスを提供できる事業者に必要な支援を実施するため、えひめ南予きずな博実行委員会が認定を行う。

2 事業者について

今回新たにドローンやアクションカメラ等を取得、又は既に所有しているドローン等を活用して動画サービスを提供できる絶景ドローンスポットの管理事業者やアクティビティ事業者のことを「動画サービス提供事業者」とする。

3 認定申請・認定

動画サービス提供事業者は、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業計画書を作成し、えひめ南予きずな博実行委員会本部事務局（以下「事務局」という）へ提出するものとする。

事務局は計画書受理後、えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者認定検討委員会において内容を審査し、適当と認めるときは認定を行う。

4 認定申請の募集期間

令和3年10月20日から令和3年11月2日までの間とする。

ただし、えひめ南予きずな博実行委員会会長が特に必要と認めるときは、募集期間外であっても認定を行うことができる。

5 認定対象

愛媛県南予9市町（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）の動画サービス提供事業者。

6 認定基準

（1）動画サービス提供事業者として認定する動画サービスの基準の主な考え方は、以下のとおりとする。

《基準》

- ・テーマ性 : きずな博の趣旨に合致していること。
- ・継続性 : きずな博終了後も継続が期待できること。
- ・話題性 : SNSでの拡散などが期待できる映像が提供できること。
- ・集客性 : 開催地エリアへの誘客が期待できること。

《話題性の具体例》

- ・南予ならではのアクティビティの魅力をドローンで紹介できること。
- ・ドローンによって絶景スポットの新しい姿を見せることができるもの。
- ・観光客に今までにない旅の思い出を提供できるもの。

（2）絶景ドローンスポットによる動画サービス提供実施時期

きずな博開催期間中（令和4年4月～12月）に絶景ドローンスポットにて動画サービス提供事業を実施する。

7 認定件数

絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者として認定する件数は概ね4件程度とする。

※基準を満たす全ての事業者が認定されるわけではない。

8 絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者として認定を受けた動画サービス提供事業者（以下「認定事業者」という。）の責務

認定事業者は、えひめ南予きずな博実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた規程等を遵守のうえ、絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供に向けて準備を進めるとともに、その過程において事業計画に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行うものとする。

9 認定のメリット

認定事業者には、以下のようなメリットがある。

① ドローン操縦指導

ドローン事業者より、ドローン操縦の指導を受けることができる。

② 動画撮影アドバイス

動画クリエイターによる、それぞれの絶景ドローンスポットに応じた動画撮影ポイント等のアドバイスを受けることができる。

③ 広報・誘客活動との連携

絶景ドローンスポットの広報・誘客活動について、実行委員会が行うきずな博の広報・誘客活動と連携して行うことができる。

④ 補助金の交付

認定事業者が補助金の交付決定を受けた場合、ドローン機材やアクションカメラ等に係る費用のうち上限25万円の補助を受けることができる。（補助申請が別途必要）

10 関連規程

- えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者に関する規程
- えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者認定要綱
- えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者認定検討委員会設置要綱
- えひめ南予きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供準備事業費補助金交付要綱

11 事務フロー

別紙「きずな博絶景ドローンスポットにおける動画サービス提供事業者の認定及び補助金の事務フロー」のとおり。